

第122期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時

場所

秋田市山王三丁目2番1号
当行本店10階大会議室

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）9名選任の件

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬
制度の内容一部改定の件

インターネットまたは郵送による議決権行使期限

2025年6月24日（火曜日）午後5時まで



秋田銀行

証券コード：8343



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。
<https://p.sokai.jp/8343/>



株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第122期定時株主総会招集ご通知をお届けいたしますので、ご高覧のうえ、ご参考にしていただければ幸いです。

当行グループは、2030年を展望する秋田銀行グループVISION『価値をつくる。未来へつなぐ。』を掲げ、2024年度までの3年間で第1フェーズとした取組みの成果を基盤として、今年度からは第2フェーズとなる新たな中期経営計画を進めております。

新中期経営計画では、お客さまや地域の課題解決と、社会的価値・経済的価値の創出が循環する仕組みを構築する「価値共創ビジネスモデルの確立」、地域資源の磨き上げを通じて新たな付加価値を生み出す「地域資源の練磨と高付加価値化」、これらの実現にあたり最も重要な経営資源を拡充するための「人的資本の充実」の3つを基本方針として取組みを推進し、ステークホルダーとともに地域と当行グループの持続的成長と企業価値向上を目指してまいります。

株主の皆さまには、変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



取締役頭取 芦田 晃輔

目次

招集ご通知

招集ご通知	3
秋田銀行の株主総会の流れ	5

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	8
第2号議案 定款一部変更の件	9
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 9名選任の件	10
第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の 内容一部改定の件	21

第122期事業報告	27
-----------------	----

計算書類	52
------------	----

連結計算書類	55
--------------	----

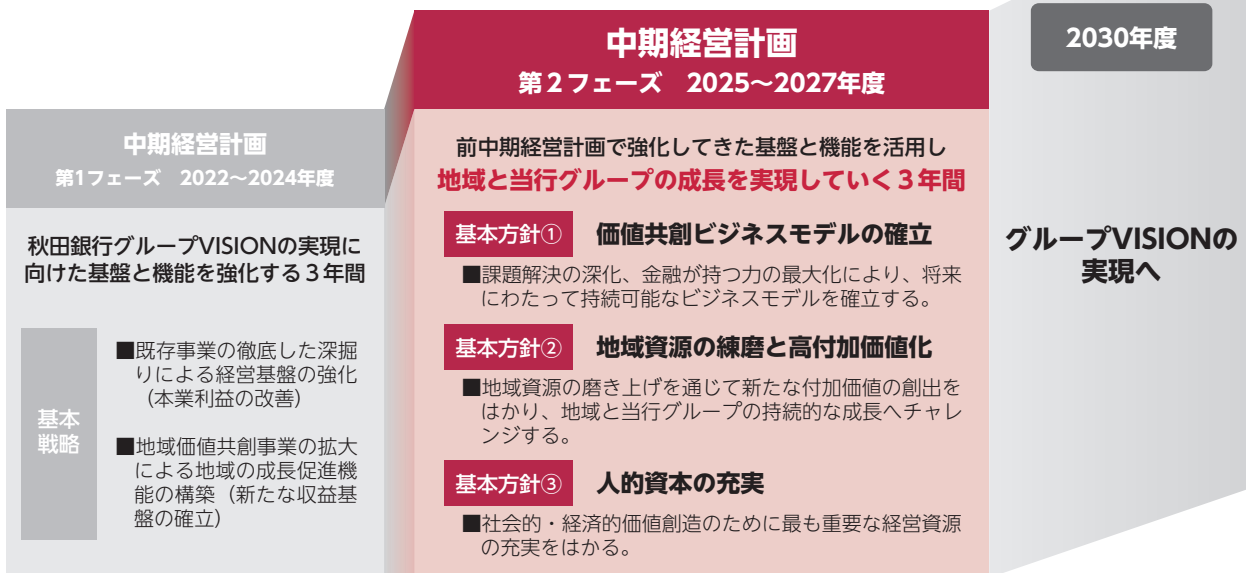
監査報告	57
------------	----

秋田銀行グループVISION

価値をつくる。未来へつなぐ。

地域の課題を解決し、お客さまのニーズに応える
質の高い金融・非金融サービスの提供を通じて、
将来にわたる豊かな地域の実現にチャレンジし続けます。

中期経営計画



■中期経営計画で目標とする経営指標

	2021年度	...	第1フェーズ (実績)	...	第2フェーズ (目標)	...	目指す姿
			2024年度	2021年度比	2027年度		2030年度
当期純利益（連結）	31億円		56億円	+25億円	80億円以上		100億円以上
R O E（連結）	1.85%		3.44%	+1.59 P	4.5%以上		5.0%以上
O H R（単体・コア業務粗利益ベース）	76.83%		64.33%	▲12.50 P	65%未満		
自己資本比率（連結）	11.83%		11.97%	+0.14 P	11%程度		
お客さまサービス等利益	▲22億円		19億円	+41億円	40億円以上		

証券コード 8343
2025年6月5日
(電子提供措置の開始日2025年5月30日)

株主各位

秋田市山王三丁目2番1号
株式会社 **秋田銀行**
取締役頭取 **芦田 晃輔**

第122期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第122期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、下記の当行ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようをお願い申し上げます。

【当行ウェブサイト】

<https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki/soukai/>



また、電子提供措置事項は当行ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記の東証ウェブサイトへアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「秋田銀行」または証券「コード」に「8343」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東京証券取引所
ウェブサイト
(東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、電磁的方法（インターネット等）または議決権行使書面（郵送）により、事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年6月24日（火曜日）午後5時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時		2025年6月25日（水曜日） 午前10時
2 場 所		秋田市山王三丁目2番1号 当行本店10階大会議室 ※末尾の会場ご案内略図をご参照ください。
3 株主総会の 目的事項	報告事項  決議事項 	(1) 第122期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告および計算書類報告の件 (2) 第122期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連 結計算書類監査結果報告の件 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 9名選任の件 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の 内容一部改定の件
4 議決権行使について		(1) インターネット等による議決権行使の場合 当行指定の議決権行使サイト（ https://evote.tr.mufg.jp/ ）にアクセスしていただき、 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、 前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネ ット等による議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認ください。 (2) 書面（郵送）による議決権行使の場合 議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着す るようご返送ください。 なお、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取 扱いさせていただきます。 (3) 重複行使のお取り扱い インターネット等と議決権行使書面により重複して議決権行使をされた場合は、インタ ーネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等によ り複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

（以 上）

株主総会資料の電子提供制度について

- 電子提供措置事項のうち、下記の事項につきましては、法令および当行定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。なお、監査等委員会および会計監査人は下記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保する体制」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきますのでご了承ください。
- 本株主総会の招集ご通知につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

秋田銀行の株主総会の流れ

① 株主総会開催前 招集通知到着後～2025年6月24日（火曜日）まで

開示書類を見る

- 当行ウェブサイト 株主総会ページ
<https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki/soukai/>
- 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



スマートフォンで招集通知の主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/8343/>



事前に議決権を行使する

下記いずれかの方法にて事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使

行使期限 **2025年6月24日（火曜日）午後5時まで**



パソコン



スマートフォン

▶ 詳細は7頁参照

書面（郵送）による議決権行使

行使期限 **2025年6月24日（火曜日）午後5時到着分まで**



こちらに議案の賛否をご記入ください。

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使のお取り扱いについて

- インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
- 書面（郵送）による議決権行使の場合、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。
- インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。

② 株主総会当日

ご来場される方



場所

当行本店10階大会議室

秋田市山王三丁目2番1号

※末尾の会場ご案内略図をご参照ください。

日時

2025年6月25日（水曜日）

午前10時

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会へのご出席にあたって

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主1名に限ることとさせていただきます。）
- 本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

③ 株主総会后



議決権行使結果 を見る



株主総会の模様を 事後配信で視聴する

※2025年7月下旬配信予定

以下よりご覧いただけます。

秋田銀行 株主総会

検索

<https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki/soukai/>



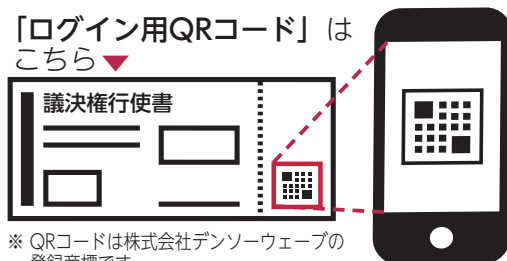
インターネット等による議決権を行使される場合のお手続きについて

パソコン、スマートフォンから、**議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンの場合 (QRコードを読み取る方法)

議決権行使書用紙右下に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

「ログイン用QRコード」は
こちら▼



※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

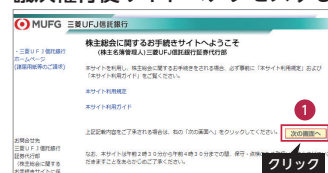
！ ご注意

- ① 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。
- ② インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合がございますので、ご了承ください。

パソコンの場合

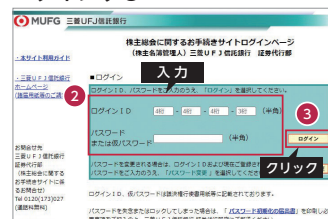
(ログインID・仮パスワードを入力する方法)

議決権行使サイトへアクセスする



①「次の画面へ」をクリック

ログインする



- ② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
- ③ 「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使のシステム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

フリーダイヤル：0120-173-027 受付時間 午前9時～午後9時

機関投資家の
みなさまへ

議決権行使の方法として、株式会社ＩＣＪが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当行は、健全経営と円滑な資金供給に必要な内部留保の充実に努め、かつ、安定的な配当を維持することを基本方針としており、この基本方針のもと、利益成長を通じた 1 株当たりの配当金の増加を目指しております。

第122期の期末配当および剰余金の処分につきましては、上記方針に基づき、当期の業績等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

(1)	配当財産の種類	金銭といたします。
(2)	配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当行普通株式 1 株につき 金60円 (前期末配当と比べ15円増配) 総額 1,076,771,340円 (注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1 株につき金105円となります。
(3)	剰余金の配当が効力を生ずる日	2025年 6 月26日

2 別途積立金の積立に関する事項

(1)	増加する剰余金の項目とその額	別途積立金 4,000,000,000円
(2)	減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金 4,000,000,000円

第 2 号議案 定款一部変更の件

1 変更の理由

当行は、コーポレートガバナンスのさらなる強化および意思決定の透明性向上をはかることを目的に、取締役会の招集権者および議長を取締役会長に限らず、社外取締役を含むその他の取締役が招集権者および議長となることを可能とするため、現行定款第 2 3 条（取締役会の招集権者および議長）の変更を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款・変更案対照表

(注) _____ を示した箇所が変更部分を示します。

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長) 第 2 3 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>取締役会長</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役頭取が、取締役頭取に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>	第 4 章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長) 第 2 3 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>

第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（10名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の効率化のために1名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、コーポレートガバナンスに関する基本方針に定める取締役候補者の選任方針および手続きに従い適切に指名されており、各候補者は当行の取締役として適任であることから、特に指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名			現在の当行における地位	取締役会への出席状況
1	あしだ 芦田	こうすけ 晃輔	再任	取締役頭取（代表取締役）	14回／14回 (100%)
2	みなかわ 皆川	つよし 剛	再任	取締役専務執行役員	14回／14回 (100%)
3	みうら 三浦	ちから 力	再任	取締役専務執行役員	13回／14回 (92%)
4	ほさか 保坂	ひであき 英明	新任	常務執行役員	—
5	さかき 榊	じゅんいち 純一	再任 社外 独立	取締役（社外取締役）	14回／14回 (100%)
6	かきざき 柿崎	たまき 環	再任 社外 独立	取締役（社外取締役）	13回／14回 (92%)
7	いとう 伊東	ゆたか 裕	再任 社外 独立	取締役（社外取締役）	14回／14回 (100%)
8	えばた 江畑	よしあき 佳明	再任 社外 独立	取締役（社外取締役）	11回／11回 (100%)
9	たなか 田中	りさ 里沙	再任 社外 独立	取締役（社外取締役）	11回／11回 (100%)

（注）取締役候補者の江畑佳明氏および田中里沙氏は、2024年6月25日の取締役就任以後に開催の取締役会11回の全てに出席しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

候補者番号

1

芦田 晃輔 (あしだ こうすけ)

再任



生年月日

1971年10月12日生

所有する当行の株式の数
2,100株

取締役会への出席状況
14回／14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年 4月	当行入行	2021年 6月	同	取締役常務執行役員経営企画部長兼デジタル戦略室長
2014年 6月	同 能代南支店長			
2016年 6月	同 経営企画部次長	2022年 6月	同	取締役常務執行役員経営企画部長兼デジタル戦略室長兼サステナビリティ推進室長
2017年 6月	同 経営企画部次長兼業務改革室長			
2019年 4月	同 経営企画部副部長兼業務改革室長			
2019年 6月	同 執行役員人事部長	2023年 6月	同	取締役専務執行役員
2020年 6月	同 取締役執行役員人事部長	2024年 6月	同	代表取締役頭取 (現任)

取締役候補者とした理由

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2024年6月に取締役頭取に就任し、当行の経営課題への対応や中長期的な成長戦略の推進を指揮してきました。

豊富な業務経験と銀行の経営全般に関する知見を有し、公正な経営の監督を遂行するとともに、当行グループを牽引し当行の持続的な発展に寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

皆川 剛 (みなかわ つよし)

再任



生年月日

1967年7月2日生

所有する当行の株式の数
2,000株

取締役会への出席状況
14回／14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 4月	当行入行	2019年 6月	同	取締役執行役員経営企画部長兼広報C S R室長
2010年 6月	同 経営企画部部長代理			
2011年 6月	同 札幌支店長	2020年 6月	同	取締役常務執行役員経営企画部長兼デジタル戦略室長
2014年 6月	同 本荘支店長			
2017年 6月	同 執行役員地域サポート部長	2021年 6月	同	取締役常務執行役員
2018年 6月	同 執行役員地域未来戦略部長	2023年 6月	同	取締役専務執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2023年6月に取締役専務執行役員に就任し、当行の経営課題への対応や、人事・営業部門等の強化に貢献してきました。

こうした経営に関する知見や能力を活かし、担当部門における適切な業務執行を遂行できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号 3 三 浦 力 (みうら ちから)

再任



生年月日

1967年4月19日生

所有する当行の株式の数
2,600株取締役会への出席状況
13回／14回 (92%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4月	当行入行	2019年 6月	同	執行役員地域未来戦略部長
2009年 6月	同 秋田東中央支店次長	2020年 6月	同	取締役執行役員地域価値共創部長
2010年10月	同 秘書室長	2021年 6月	同	常務執行役員地域価値共創部長
2013年 6月	同 本店営業部部長代理兼融資課長	2022年 6月	同	取締役常務執行役員
2015年 6月	同 湯沢・稲川エリア統括湯沢支店長	2025年 4月	同	取締役専務執行役員（現任）
2017年 6月	同 県庁支店長			

取締役候補者とした理由

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2025年4月に取締役専務執行役員に就任し、当行の業績向上に貢献するとともに、地域やお客さまの課題解決に取り組んできました。こうした経営に関する知見や能力を活かし、担当部門における適切な業務執行を遂行することができると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号 4 保 坂 英 明 (ほさか ひであき)

新任



生年月日

1968年9月7日生

所有する当行の株式の数
1,900株取締役会への出席状況
—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年 4月	当行入行	2020年 6月	同	執行役員本店・八橋エリア統括本店営業部長
2010年 1月	同 大曲支店次長	2022年 6月	同	執行役員審査部長
2012年 3月	同 東京支店次長	2024年 6月	同	常務執行役員審査部長（現任）
2015年 4月	同 鷹巣支店長			
2017年 6月	同 土崎エリア統括土崎支店長			

取締役候補者とした理由

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2024年6月に常務執行役員に就任し、審査部門における経営課題への対応およびリスク管理態勢の強化に取り組んできました。こうした経営に関する知見や能力を活かし、担当部門における適切な業務執行を遂行することができると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

榎

純一

(さかき じゅんいち)

再任

社外

独立



生年月日

1954年12月23日生

所有する当行の株式の数

1,100株

取締役会への出席状況

14回／14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月	石川島播磨重工業株式会社 (現株式会社 I H I) 入社	2012年 4月	株式会社 I H I 執行役員回転 機械セクター長
2003年 7月	同 航空宇宙事業本部民間エ ンジン事業部技術部長	2017年 4月	同 常務執行役員産汎事業領域副事 業領域長兼車両過給機 S B U 長
2004年 7月	同 機械事業本部車両過給機事業 部副事業部長兼品質保証部長	2018年 4月	同 顧問
2009年 4月	同 理事車両過給機セクター 副セクター長兼企画部長	2018年 6月	当行取締役 (現任)
2010年 4月	株式会社 I H I 回転機械代表 取締役社長	2021年 4月	秋田大学電動化システム共同 研究センター長 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

石川島播磨重工業(株)(現株 I H I)に入社し、(株) I H I 回転機械代表取締役社長を経て(株) I H I 常務執行役員を務め、現在は秋田大学電動化システム共同研究センター長に就任しております。2018年6月に当行の社外取締役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言をいただいております。

こうした専門的な知見と豊富な経験を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

6

柿崎

環

(かきざき たまき)

再任

社外

独立



生年月日

1961年1月16日生

所有する当行の株式の数

400株

取締役会への出席状況

13回／14回 (92%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2009年 4月	東洋大学専門職大学院法務研究科教授	2017年 6月	日本空港ビルデング株式会社社外監査役
2012年 4月	横浜国立大学国際社会科学研究院教授	2020年 6月	京浜急行電鉄株式会社社外取締役 (現任)
2014年 4月	明治大学法学部教授 (現任)	2021年 6月	当行取締役 (現任)
2016年 6月	エーザイ株式会社社外取締役	2022年 6月	日本空港ビルデング株式会社社外 取締役 (監査等委員) (現任)
2016年 6月	三菱食品株式会社社外取締役 (現任)		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

商法、金融商品取引法を研究分野とする大学教授として、内部統制やコーポレートガバナンスに関する高い見識を有しております。2021年6月に当行の社外取締役に就任し、専門分野等の高い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言をいただいております。こうした専門的な知見と豊富な経験を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

候補者番号 7

伊 東 裕 (いとう ゆたか)

再任
社外 独立



生年月日
1957年6月3日生
所有する当行の株式の数
0株
取締役会への出席状況
14回／14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月	全日本空輸株式会社入社	2019年 6月	同 取締役常務執行役員
2013年 4月	全日本空輸株式会社執行役員欧 州室長兼ロンドン支店長	2020年 4月	同 代表取締役副社長執行役員
2015年 4月	同 上席執行役員欧州室長兼ロンドン支店長	2020年 4月	全日本空輸株式会社取締役専務執行役員
2016年 4月	同 取締役執行役員	2021年 4月	株式会社ANA総合研究所代表取締役社長
2018年 4月	同 取締役常務執行役員	2022年 4月	同 取締役会長
2019年 4月	ANAホールディングス株式会 社上席執行役員	2023年 4月	同 顧問 (現任)
		2023年 6月	当行取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

航空運送事業を中心とする企業グループにおいて代表取締役を経験されております。2023年6月に当行の社外取締役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびにE S G経営や法務等の幅広い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言をいただいております。

こうした専門的な知見と豊富な経験を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

候補者番号 8

江 畑 佳 明 (えばた よしあき)

再任
社外 独立



生年月日
1962年7月18日生
所有する当行の株式の数
0株
取締役会への出席状況
11回／11回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4月	北日本コンピューターサービス 株式会社入社	2004年12月	北日本コンピューターサービス 株式会社代表取締役 (現任)
1995年 5月	北日本コンピューターサービス 株式会社取締役	2007年 8月	株式会社秋田情報センター 代表取締役 (現任)
1996年 6月	北日本コンピューターサービス 株式会社専務取締役	2009年 6月	株式会社日情秋田システムズ 取締役 (現任)
2001年 8月	株式会社秋田情報センター取締役	2024年 6月	当行取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

秋田県内を代表するシステム開発・販売事業会社の代表取締役を長年にわたり務めており、2024年6月に当行の社外取締役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびにI T・D Xに関する高い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言をいただいております。

こうした専門的な知見と豊富な経験を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

9

田中 里沙 (たなか りさ)

再任

社外 独立



生年月日

1966年11月14日生

所有する当行の株式の数

0株

取締役会への出席状況

11回／11回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年 4月	株式会社宣伝会議入社	2016年 4月	株式会社宣伝会議取締役メディア・情報統括
2001年 2月	株式会社宣伝会議取締役編集長	2021年 4月	三重大学理事・副学長（現任）
2010年 8月	公益社団法人日本鉄道広告協会理事（現任）	2021年 6月	井屋グループ株式会社社外取締役（現任）
2012年 4月	学校法人先端教育機構事業構想大学院大学教授	2022年 6月	首都高速道路株式会社社外監査役（現任）
2014年 6月	日本郵便株式会社社外取締役	2024年 6月	株式会社小糸製作所社外取締役（現任）
2016年 4月	学校法人先端教育機構事業構想大学院大学学長（現任）	2024年 6月	総合警備保障株式会社社外取締役（現任）
		2024年 6月	当行取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大学の学長等の要職を歴任され、マーケティング、コミュニケーションに関する高い見識を有しており、2024年6月に当行の社外取締役に就任し、専門分野等の高い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言をいただいております。

こうした専門的な知見と豊富な経験を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 榊純一氏、柿崎環氏、伊東裕氏、江畑佳明氏および田中里沙氏は社外取締役候補者であります。
3. 独立役員の届出について
当行は、榊純一氏、柿崎環氏、伊東裕氏、江畑佳明氏および田中里沙氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏が再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 独立性に関する補足説明について
- (1) 榊純一氏は、秋田大学電動化システム共同研究センター長を務めており、同大学法人与当行との間には通常の銀行取引がありますが、取引金額は直近事業年度における同大学法人の年間事業収入および当行の直近事業年度における連結粗利益の1%未満であること等から、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性は十分に確保されております。
- (2) 柿崎環氏は、京浜急行電鉄株式会社の社外取締役および日本空港ビルデング株式会社の社外取締役（監査等委員）を務めており、両社と当行の間には通常の銀行取引がありますが、同氏は両社の業務執行者ではないため、独立性の判断に影響を与えるものではありません。
- (3) 伊東裕氏は、株式会社ANA総合研究所の顧問を務めており、同社の持株会社であるANAホールディングス株式会社と当行の間には通常の銀行取引がありますが、取引金額は直近事業年度における同社グループの年間連結総売上高および当行の直近事業年度における連結粗利益の1%未満であること等から、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性は十分に確保されております。
- (4) 江畑佳明氏は、北日本コンピューターサービス株式会社の代表取締役を務めており、同社と当行の間には通常の銀行取引のほか、当行のシステム保守にかかる経常的な取引がありますが、取引金額は直近事業年度における同社の年間連結総売上高および当行の直近事業年度における連結粗利益の1%未満であること等から、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性は十分に確保されております。また、同氏は、株式会社秋田情報センターの代表取締役を務めており、同社と当行の間には通常の銀行取引がありますが、取引金額は直近事業年度における同社の年間連結総売上高および当行の直近事業年度における連結粗利益の1%未満であること等から、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性は十分に確保されております。
- (5) 田中里沙氏は、学校法人先端教育機構の理事を務めており、当行は同法人が提供する人材育成プログラムへ参加しておりますが、取引金額は直近事業年度における同法人の年間事業収入の1%未満であること等から、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性は十分に確保されております。また、同氏は、総合警備保障株式会社の社外取締役を務めており、同社と当行の間には通常の銀行取引のほか、当行の警備輸送業務等にかかる経常的な取引がありますが、同氏は同社の業務執行者ではないため、独立性の判断に影響を与えるものではありません。
5. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- (1) 榊純一氏は、現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって7年となります。
- (2) 柿崎環氏は、現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。
- (3) 伊東裕氏は、現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
- (4) 江畑佳明氏は、現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
- (5) 田中里沙氏は、現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。

6. 社外取締役との責任限定契約について

柿純一氏、柿崎環氏、伊東裕氏、江畑佳明氏および田中里沙氏は、当行との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、各氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。

責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

7. 役員等賠償責任保険契約の概要について

当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務として行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより、被保険者が被る損害や費用等を填補することとしております。取締役は当該保険契約の被保険者となっており、本議案の候補者が取締役を選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同様の内容で更新する予定であり、保険料については、全額当行が負担しております。

8. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合において、その在任期間中に不当な業務執行が行われた事実について

柿崎環氏は、2017年6月から日本空港ビルデング株式会社の監査役を務めた後、2022年6月から同社の社外取締役（監査等委員）を務めております。同社は、同氏の在任中を含め長年にわたり、同社子会社の事業運営に関して特定の個人に利益を与える目的で不適切な行為が行われていたことを、2025年5月に公表し、当該行為に関し、国土交通省より行政指導にあたる厳重注意を受けました。

同氏は事前には当該行為を認識しておりませんでした。当該事実が判明した後においては、同社の監査等委員として、独立した立場で本事業の調査解明にあたり、再発防止に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底をはかっております。

社外取締役の独立性に関する判断基準

当行では「社外取締役の独立性に関する判断基準」を制定し、以下の基準を満たす社外取締役を独立役員として指定しております。

- 現在または最近^{(注) 1}において、次のいずれの要件にも該当しない者を独立役員とする。
- 1 当行を主要な取引先とする者^{(注) 2}またはその者が法人等である場合はその業務執行者
 - 2 当行の主要な取引先^{(注) 3}またはその者が法人等である場合はその業務執行者
 - 3 当行の総議決権の10%以上を保有する株主またはその者が法人等である場合はその業務執行者
 - 4 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間10百万円を超える金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（金銭等を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
 - 5 次に掲げる者の二親等内の親族
 - (1) 上記1から4に該当する者（重要な者^{(注) 4}に限る。）
 - (2) 当行または当行子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人
- (注) 1 「最近」とは、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点をいう。
- 2 「当行を主要な取引先とする者」とは、当該取引先の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上を当行との取引が占めている先、または、資金調達において当行に代替性がない程度に依存している先をいう。
- 3 「当行の主要な取引先」とは、当行の直近事業年度における連結粗利益の2%以上を当行に対して支払っている先をいう。
- 4 「重要な者」とは、業務執行者のうち役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家のうち公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。

(2023年4月改正)

取締役候補者の選任プロセス

取締役候補者の選任は、公正かつ透明性を確保する観点から、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会による審議を経て、取締役会が決定しております。また、当行は2020年5月に「秋田銀行後継者計画」を策定し、経営トップに求められる人物像、要件、評価項目等を定めており、これに基づく後継者候補の育成状況の監督および評価を指名・報酬諮問委員会が毎年度行っております。

取締役会の構成

当行の取締役会は、中長期的な企業価値の向上に向けてその実効性を確保するため、取締役会全体として必要な知識、経験、能力、多様性を備えることとし、規模を含めて適切なバランスとなるよう構成しております。

当行のスキルマトリックスは次のとおりです。第3号議案を原案どおりご承認いただいた場合の取締役会構成において、各氏が有するスキル等のうち、特に期待するものをお示ししております。（各氏が有するすべての知見や経験を表したものではありません。）

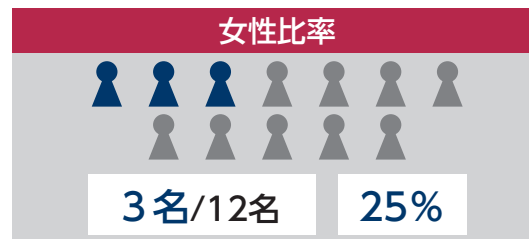
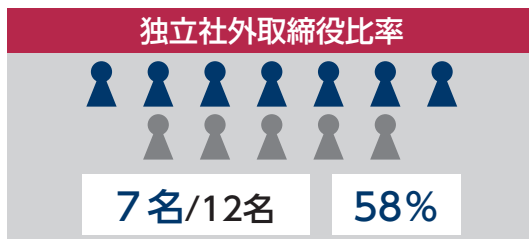
社内取締役5名

就任予定の 地位	氏 名	性別	社内取締役に特に期待するスキル								
			企業経営				業種特性			地域特性	
			企業経営・経営戦略	人事マネジメント	リスクマネジメント	財務・会計	企業分析・審査	事務・IT	市場運用	地域活性化	再生可能エネルギー
取締役	芦田 晃 輔	男性	●	●	●	●			●	●	
取締役	皆 川 剛	男性	●	●						●	
取締役	三 浦 力	男性	●	●						●	●
取締役	保 坂 英 明	男性			●		●	●			
取締役 (監査等委員)	工 藤 重 信	男性			●	●					

(注) 各スキルの内容は次のとおりです。

企業経営・経営戦略	企業経営の知識・経験を有し、持続的な成長・企業価値向上を推進する戦略の立案・実行および適正な判断ができる。
人事マネジメント	人事関連の知識・経験を有し、経営上のマネジメントができる。
リスクマネジメント	リスクに関する知識を有し、経営上のマネジメントができる。
財務・会計	財務・会計の知識・経験を有し、適正な管理ができる。
企業分析・審査	企業分析・審査の知識・経験を有し、適正な与信判断および企業支援ができる。
事務・IT	事務・IT関連の知識・経験を有し、適正な運用・管理ができる。
市場運用	有価証券運用の知識・経験を有し、適正な投資判断ができる。
地域活性化	地域活性化・地域課題の解決に関する知識・経験を有し、将来にわたる豊かな地域を実現する戦略の立案・実行ができる。
再生可能エネルギー	再生可能エネルギー関連の知識・経験を有し、適正な戦略の立案・実行ができる。

取締役会の構成



(注) 第3号議案が原案どおり承認された場合

社外取締役7名

就任予定の 地位	氏 名	性別	社外取締役に特に期待する分野・知見							
			企業経営・経営戦略	ガバナンス・リスクマネジメント	法務	財務・会計	ESG・サステナビリティ	企業支援	DX・テクノロジー	地域活性化
取 締 役	独立	榊 純 一	男性	●	●				●	●
取 締 役	独立	柿 崎 環	女性		●	●	●			
取 締 役 (取締役会議長)	独立	伊 東 裕	男性	●	●	●	●			●
取 締 役	独立	江 畑 佳 明	男性	●	●				●	●
取 締 役	独立	田 中 里 沙	女性		●		●			●
取 締 役 (監査等委員)	独立	面 山 恭 子	女性		●	●				
取 締 役 (監査等委員)	独立	長 谷 部 光 哉	男性	●	●		●	●		●

(注) 各スキルの内容は次のとおりです。

企業経営・経営戦略	企業経営・経営戦略に関する経験・専門性
ガバナンス・リスクマネジメント	経営管理・リスク管理等に関する経験・専門性
法務	企業法務等に関する専門性
財務・会計	財務・会計に関する専門性
ESG・サステナビリティ	非財務分野における企業活動に関する専門性
企業支援	中小企業の経営課題解決・経営改善・再生支援等に関する専門性
DX・テクノロジー	デジタル技術・テクノロジーの活用等に関する専門性
地域活性化	産業／経済振興／観光交流／教育／まちづくり等に関する専門性

第 4 号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の内容一部改定の件

1 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当行の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）について、2019年6月26日開催の第116期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、本制度の導入に至っております。

今般、本制度導入後の経営環境および経済情勢等の変化を勘案し、持続的な企業価値向上の促進に必要なインセンティブである役員報酬の見直しを行い、本制度の継続にあたり内容を一部改定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本制度の一部改定は、取締役の報酬と当行の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、相当であると考えております。

本制度の対象となる当行の取締役の員数は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名となります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特に指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

2 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度改定の内容

現行の本制度における業績達成条件の内容のみを変更するものであり、具体的には会社業績指標の変更および非財務指標を追加するものであります。なお、本制度のその他の内容については従前から変更はございません。

(2) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する取締役の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役に当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当行株式等」という。）の交付および給付（以下、「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。（詳細は下記(3)以降のとおり。）

① 本制度の対象となる当行株式等の交付等の対象者	・ 当行の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）
--------------------------	-----------------------------------

② 当行が拠出する金員の上限 (下記(3)のとおり。)	・ 3事業年度を対象として、合計120百万円
③ 対象取締役に交付等が行われる当行株式等の数の上限 (下記(4)のとおり。)	・ 取締役が付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限は、21,600ポイント
④ 当行株式の取得方法（下記(3)のとおり。)	・ 当行株式は株式市場または当行（自己株式処分）から取得予定 ・ 取締役が付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限に相当する株式数の発行済株式総数（2025年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.1%
⑤ 業績達成条件の内容（下記(4)のとおり。)	・ 毎事業年度の業績目標（財務指標および非財務指標）（注）の目標達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動 （注）2025～2027年度の中期経営計画期間においては、財務指標にROE（連結）、非財務指標に従業員エンゲージメントスコアを採用予定
⑥ 当行株式等の交付等の時期 (下記(5)のとおり。)	・ 取締役の退任時（取締役が死亡した場合は死亡時）

（3）当行が拠出する金員の上限

本制度は、2026年3月31日で終了する事業年度から2028年3月31日で終了する3事業年度（以下、「対象期間」という。）を対象とします。

当行は、対象期間ごとに120百万円を上限とする金員を、当行の取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間3年間の信託（以下、「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。以下、同じ。）します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当行株式を株式市場または当行（自己株式処分）から取得します。当行は、信託期間中、取締役に対するポイント（下記(4)のとおり。）の付与を行い、本信託は当行株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。当行は延長された信託期間ごとに、120百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当行株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当行株式（取締役が付与されたポイントに相当する当行株式で交付等が完了であるものを除く。）および金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当行が追加拠出する信託金の合計額は、120百万円の範囲内とします。

また、信託期間の満了時（上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時）に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役に対する新たなポイント付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、当該取締役に対する当行株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長させることがあります。

（4）取締役に交付等が行われる当行株式等の数の算定方法および上限

当行は、対象期間中の毎事業年度終了後の所定の時期に取締役に対して、取締役の役位に応じた「固定ポイント」と毎事業年度における業績目標（財務指標および非財務指標）の目標達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動する「業績連動ポイント」を付与します。

付与したポイントは、毎年累積し、取締役の退任時に、ポイントの累積値（以下、「累積ポイント」という。）に応じて当行株式等の交付等を行います。

なお、1ポイントは当行株式1株とします。ただし、信託期間中に当行株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当行株式数の調整がなされます。

当行の取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの総数は、21,600ポイントを上限とします。このポイントの総数の上限は、上記(3)の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しています。

（5）取締役に対する当行株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役は、当該取締役の退任時に、上記(4)に基づき算出される数の当行株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、累積ポイントの70%（単元未満株式は切り捨て）に相当する数の当行株式の交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役が在任中に死亡した場合、原則としてその時点で付与されている累積ポイントに応じた当行株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。

(6) 本信託内の当行株式に関する議決権

本信託内の当行株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

【ご参考】

当行は、本制度の内容と同様の株式報酬制度を当行の執行役員に対しても導入しております。

(以 上)

コーポレートガバナンスに関する基本方針

当行は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨をふまえ、当行の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレートガバナンスを確立することを目的として「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定しております。

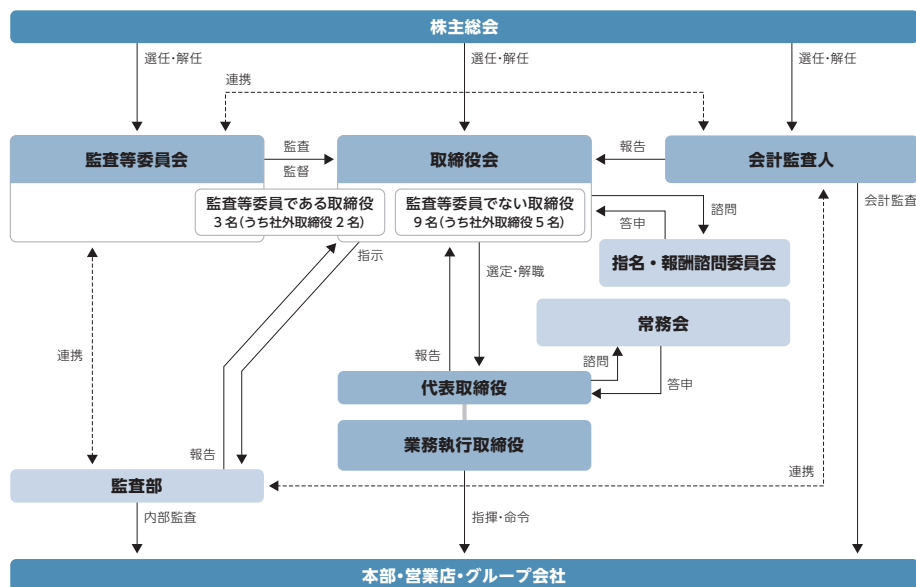
「コーポレートガバナンスに関する基本方針」については、当行ホームページをご覧ください。

<https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/governance/pdf/guideline.pdf>



● コーポレートガバナンス体制

当行は、コーポレートガバナンスの充実を目的として、2018年6月の第115期定時株主総会における決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行しております。また、任意の委員会である指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役会の諮問機関として、指名委員会および報酬委員会の双方の機能を担っております。



(注) 第3号議案が原案どおり承認された場合

● 取締役会

取締役会は、定時取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営戦略の策定・承認、ガバナンス・内部統制システムの整備、重要な業務執行に関する事項、役員の選任・報酬等を決議し、これらに関する取組みや運営状況について定期的に報告を受けること等により、業務執行状況を監督しております。

● 監査等委員会

監査等委員会は、委員の過半数を社外取締役で構成しており、取締役の職務執行の遵法性および妥当性の厳正な監視・検証を行っております。常勤の監査等委員は、常務会その他の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、内部統制システム状況の監視・検証、各部店の業務および財産状況の調査などを通じた監査を実施し、その結果について監査等委員会に報告し、監査等委員会による監査等の実効性の確保に努めております。

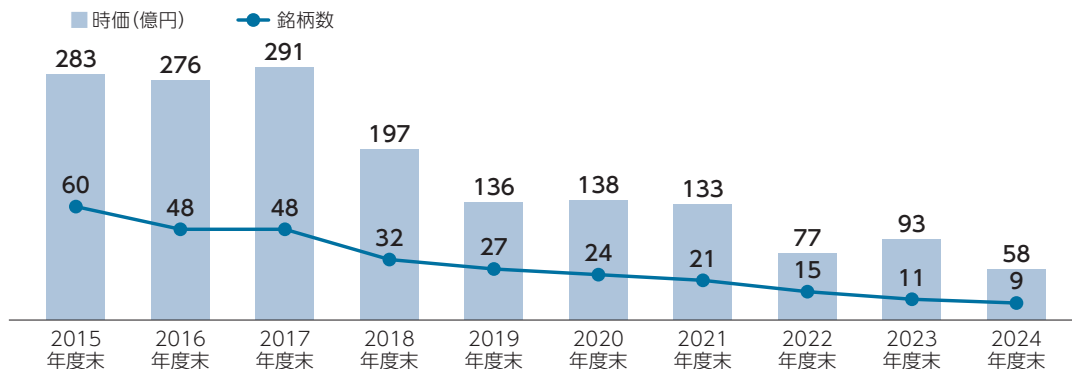
● 指名・報酬諮問委員会

指名・報酬諮問委員会は、委員の過半数を独立社外取締役で構成しており、頭取および役付執行役員の評価、取締役候補および執行役員候補の選任、役員報酬の体系・決定プロセス・役位別の報酬金額等を審議し、取締役会に対して答申を行っております。

政策保有株式の縮減状況

当行は、当行の中長期的な企業価値の向上、または地域経済の発展に資すると認められる場合を除き、政策保有株式は資本効率の向上の観点から縮減していくことを基本方針としております。

政策保有株式（上場株式）の推移



1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

a 当行の主要な事業内容、金融経済環境並びに事業の経過及び成果

(a) 当行の主要な事業内容

本店営業部のほか支店96か店、出張所1か店、計98か店において、預金業務および貸出業務に加え、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。

(b) 金融経済環境

○国内経済環境

国内経済は、自然災害等の影響もあり、一部に遅れがみられたものの、景気は緩やかに回復しました。年度前半は、物価高で消費意欲が減退するなか、賃上げや定額減税の実施による所得増加により個人消費は緩やかに増加しました。年度後半は、生鮮食品や米価などの高騰により個人消費は伸び悩みましたが、人手不足を背景としたデジタル化・省力化投資などの設備投資が緩やかに増加しました。また、円安の影響を受け、訪日外国人客数がコロナ禍前を上回り、インバウンド需要などのサービス輸出が大幅に増加し、輸出も堅調に推移しました。この間、人手不足を背景に賃金は増加傾向にありました。

○県内経済環境

県内経済は、物価高や原材料高の影響を受け、景気は全体として回復に遅れが見られました。産業別の動向では、主力の電子部品・デバイスはスマートフォン向けを中心に増加傾向で推移しましたが、機械金属は海外需要の低迷から大きく落ち込みました。需要面では、公共工事が増加基調で推移しましたが、住宅着工は弱い動きが続きました。また、個人消費は、自動車販売が一部車種の生産・出荷の遅れの影響などから低調に推移しましたが、大型小売店販売は物価高の中でも底堅く推移するなど、年度末にかけて回復の兆しがみられました。

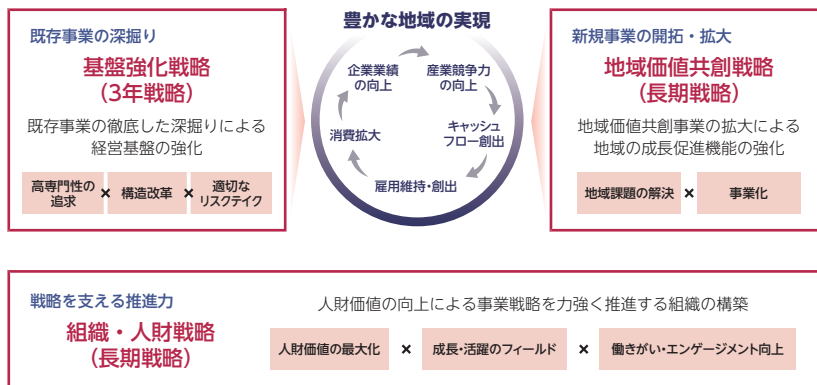
○金融環境

金融面では、日銀による政策金利引き上げにより、短期金利は0.5%程度まで上昇しました。新発10年物国債利回りは、7月に1.1%台まで上昇しましたが、8月には米国景気後退懸念等に端を発した海外金利の急低下を受けて一時0.7%台まで低下しました。その後、海外金利が再び上昇したことや日銀の追加利上げ観測の高まりを受け、3月に1.5%台まで上昇しました。日経平均株価は、企業業績の拡大期待に加え、米ハイテク株の上昇を背景とした半導体関連銘柄が上昇したことなどから、7月に一時42,000円を突破し史上最高値を更新しました。8月には金融市場の混乱によるリスク回避の動きから31,000円台まで急落する場面もありましたが、その後持ち直し、36,000円～40,000円のレンジ内で推移しました。年度末には米関税政策に対する不透明感からリスク回避の動きが強まり、35,000円台まで下落しました。為替相場は米利下げ観測の後退や投機的な円売りポジションの積み上がりにより7月に38年ぶりの円安水準となる161円台を付けましたが、本邦通貨当局による円買いドル売り介入実施や米国景気後退懸念から9月に140円程度まで円高が進みました。その後は150円台後半まで戻す展開となりましたが、日銀が利上げを容認する姿勢をみせたことや、米国の円安けん制等により年度末には150円まで上昇しました。

(c) 事業の経過及び成果

当行は、2022年度から3年間で計画期間とする中期経営計画第1フェーズにおいて、3つの基本戦略に基づく各種施策に積極的に取り組んでまいりました。

■基本戦略



基本戦略 基盤強化戦略（3年戦略）

基盤強化戦略では、当行がこれまで構築してきた金融ビジネスの事業基盤をさらに強化し、より質の高いサービスの提供を通じて収益の向上に取り組んでまいりました。

法人のお客さまに対しては、原材料価格の高騰などに対応した円滑な資金供給に取り組む、地域の金融仲介機能の発揮に努めました。また、将来にわたるビジネスパートナーを目指し、お客さまの経営課題を適切に把握し、その解決に向けて有効な提案を行うため、担当営業店のほか、本部の各部署、グループ会社による協議・検討の機会を拡充いたしました。

個人のお客さまに対しては、一人ひとりが思い描く将来の実現を支えるライフパートナーを目指し、ライフプランに応じた最適な商品やサービスの提供・提案に取り組んでまいりました。対面による提案の拡大、高度化に加え、スマートフォンでご利用可能な銀行取引アプリ「あきぎんアプリ」において、普通預金や投資信託の口座を開設いただける機能を拡充するなど、デジタルを活用した利便性の向上をあわせて進めました。

こうした取組みの結果、中期経営計画の戦略目標としている「お客さまサービス等利益（本業利益）」は前年度比22億円改善の19億円となり、最終年度目標としていた黒字化を達成いたしました。

基本戦略 地域価値共創戦略（長期戦略）

地域価値共創戦略では、地域の課題を起点に、その解決を通じて新たな価値を創造する「地域価値共創事業」を推進し、新たな収益基盤の確立に取り組んでまいりました。

① 地域産業の振興

地域商社「詩の国秋田株式会社」では、地域産品の首都圏や海外への販路拡大、高付加価値化に向けたブランディングなどに取り組んでまいりました。当社が現地拠点を置く台湾向けの事業に加え、当行グループのネットワーク活用により、新たに香港への秋田県内産の鶏卵の継続的な輸出を実現いたしました。また、投資専門子会社「株式会社あきぎんキャピタルパートナーズ」のファンド運営を通じて、次世代の地域経済を担うスタートアップ企業や、後継者不在等の経営課題を有する地域企業へのサポートを積極的に推進いたしました。

② 人手不足への対応

秋田県内企業への就職に特化した就活サイト「キャリアピタＡＫＩＴＡ」の運営を通じて、求人企業と就職希望者とのマッチング機会の拡大に取り組んでまいりました。「キャリアピタＡＫＩＴＡ」は、多くの求人企業と求職者の皆さまにご利用いただいております。2024年11月からは、主に県外在住者の県内企業への就職をさらに促進するため、当行の専属担当者が就職・採用を個別支援する新たなサービス「キャリアピタＡＫＩＴＡ＋（プラス）」を開始いたしました。このほか、当行職員が講師となり研修を行うことで、地域企業の人材育成や教育をサポートする「社員研修サービス」を拡充いたしました。

③ 後継者不足への対応、新たな担い手の創出

事業承継・M&A支援事業においては、専門部署「事業承継支援室」を中心に、地域企業の皆さまの事業承継課題の解決、地域の産業や雇用の維持などをはかるべく、専門的なコンサルティングに取り組んでまいりました。また、起業・創業支援事業においては、当行と専門家が連携し、事業の構想から成長段階まで一貫して支援するスタートアップ伴走プログラム「スクラム」を推進し、将来の地域経済を担う事業者の創出に取り組んでまいりました。

④ 高齢化への対応

当行独自のコンセプトとして、年齢を重ねても生き生きと元気に活躍する「長活（ながいき）」を掲げ、活力ある地域づくりに向けて「長生きプロジェクト」を推進しております。この一環として、高齢者の皆さまがお互いに教え、学び合う「あきぎん長生き学校」を運営しており、2024年度は、「より豊かに生きるための『衣食住』」をコンセプトとした授業やワークショップ等を開催し、延べ500名以上の皆さまに参加いただきました。

⑤ 脱炭素への取組み

地域の脱炭素実現に向け、「サステナブルファイナンス実行額累計5,000億円（～2030年度）」を目標に掲げて積極的に取り組んでまいりました。秋田県が全国有数の供給地となっている風力発電事業向けプロジェクトファイナンスや、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）住宅ローンの取扱いなどにより、2022年度からの累計実行額は1,900億円を超えて順調に推移しております。

また、2024年4月に、再生可能エネルギーの地産地消を実現するため、秋田県と東北電力株式会社が協働で提供する「あきたEネ！オプション水力100%」へ加入し、秋田市の本店ビルと事務センターの2施設において、地元秋田で発電されたCO₂を排出しない電気の使用を開始いたしました。このほか、秋田県の新たな産業として大きな期待を集める洋上風力発電事業への地域企業の参入をサポートし、地域経済への波及効果の最大化をはかるため、2024年7月に「洋上風力産業支援室」を新設いたしました。

基本戦略 組織・人財戦略（長期戦略）

当行の経営戦略を支え、力強く推進していく組織を構築していくため、多様な人材がそれぞれの力を最大限発揮し、成長・活躍し続けることのできるフィールドをつくる「人財価値共創プロジェクト」を推進いたしました。個人・法人のお客さまに対するコンサルティングレベルの向上をはかるため、個人別のスキルを可視化する「スキルマップ」制度に基づく人材育成を進め、基盤強化戦略の推進力の強化をはかりました。また、既成概念に捉われない柔軟な発想力や、様々な変化から新たな事業機会を見出す構想力を備えた人材の育成に向けて、学校法人先端教育機構事業構想大学院大学が提供するプログラムに若手行員が参加する「事業構想プロジェクト研究」を開講いたしました。こうした取組みをさらに加速し、職員の自律的な成長を促すとともに、多様な人材が最大限の能力を発揮することを支えるため、役職定年の廃止やコース別人事制度の廃止、職員の期待役割に応じて処遇等を決定する「役割等級制度」への転換等を内容とする新たな人事制度の導入を決定いたしました。

○店 舗

より質の高い金融・非金融サービスの提供と経営効率の向上に向けて、営業体制および店舗ネットワークの見直しに取り組んでまいりました。

2024年度は、営業店の組織体制を見直し、従来の業務別体制からビジネスパートナー・ライフパートナーに対応した「法人・個人」別体制に改めました。このほか、2024年7月に札幌支店および郡山支店に法人向けコンサルティング営業に特化した「法人営業部」を設置し、同時に宮の沢支店を札幌支店へ、郡山北支店を郡山支店へ、それぞれブランチャインランチ方式により統合することで、各地区の人員や地域情報等の集約を通じた提案力や専門性の向上をはかりました。

また、2024年4月に田沢湖支店を新築移転、同年5月に東京支店を近隣テナントビルへ移転いたしました。

(d) 主要勘定の状況

○総預金

法人預金は減少したものの個人預金や公金預金の増加により、譲渡性預金を含む総預金の期末残高は、前期末比121億円増加し、3兆1,957億円となりました。

期中平均残高は、前期比167億円増加し、3兆2,096億円となりました。

○貸出金

国・地公体向け貸出は減少したものの事業先向け貸出の増加により、貸出金の期末残高は前期末比668億円増加し、2兆641億円となりました。

期中平均残高は、前期比613億円増加し、2兆29億円となりました。

○有価証券

期末残高は、前期末比626億円増加し、8,740億円となりました。

期中平均残高は、前期比486億円増加し、8,602億円となりました。

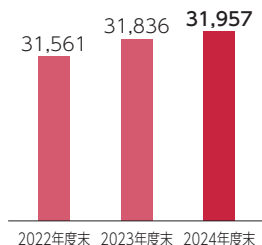
○損益

経常収益は、資金運用収益の増加と株式等売却益の増加により、前期比93億1,600万円増加し、464億円となりました。経常費用は、国債等債券売却損・償還損の増加により、63億8,600万円増加し、370億2,700万円となりました。

この結果、経常利益は29億2,900万円増益の93億7,200万円となりました。当期純利益は14億6,100万円増益の60億3,700万円となりました。

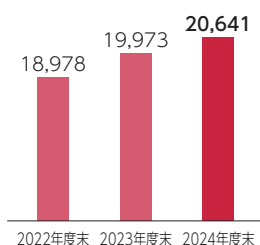
預金残高

(単位:億円)



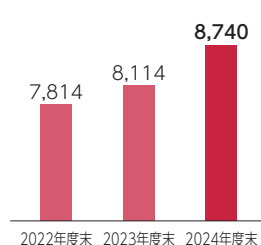
貸出金残高

(単位:億円)



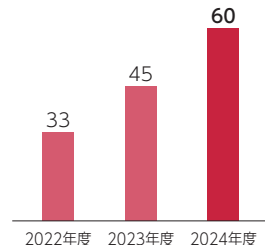
有価証券残高

(単位:億円)



当期純利益

(単位:億円)

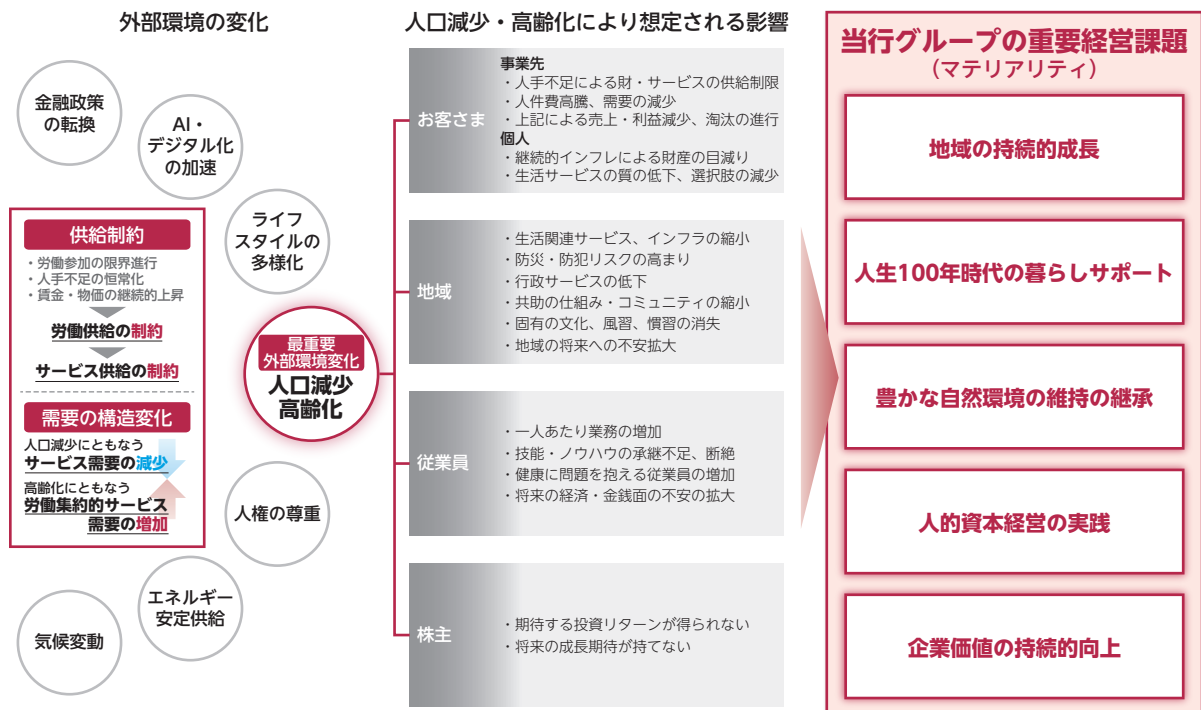


⑥ 対処すべき課題

マテリアリティ（重要課題）

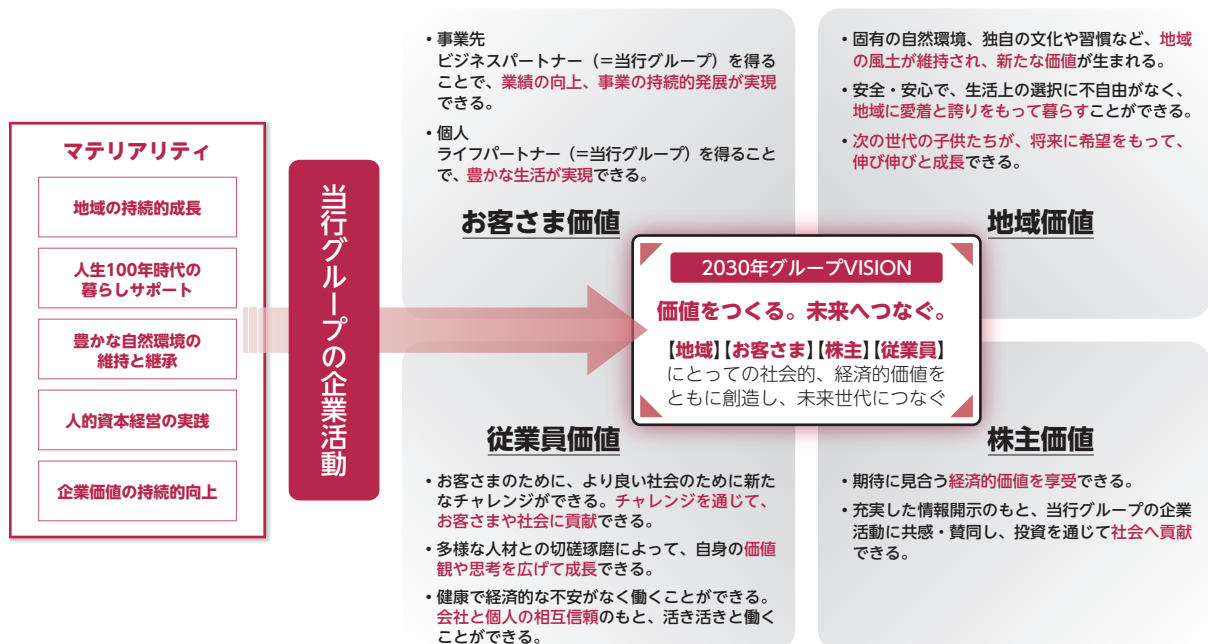
人口減少・高齢化など、外部環境の変化がステークホルダーへ与える様々な影響を踏まえ、当行グループがその事業活動を通じて、お客さま、地域、従業員、株主の皆さまとともに価値共創をはかっていくために対応すべき重要経営課題（マテリアリティ）を設定しております。マテリアリティに対応する当行グループの重点的な取組みは次のとおりです。

- より付加価値が高い金融・非金融サービスの提供や、地域に新たな価値を創出する事業の成長・発展を通じて、地域と当行グループの持続的な成長を目指します。
- 多様化するお客さまのライフデザイン、ニーズに適切にお応えするコンサルティング・サービスの提供など、人生100年時代におけるお客さまの暮らしのサポートに取り組みます。



- 脱炭素をはじめとする気候変動への対応や、地域のネイチャーポジティブへの対応を通じて、地域の豊かな自然環境の将来にわたる維持・承継へ取り組みます。
- お客さまへの貢献、よりよい社会の実現への貢献を通じて、職員一人ひとりが自身の成長を実感しながら、活き活きと活躍できる組織を目指します。
- 情報開示の拡充や株主の皆さまとの対話の強化をはかるとともに、取締役会の実効性向上を中心にコーポレートガバナンスの強化に取り組み、企業価値の持続的向上をはかります。

当行グループは、これらマテリアリティへの対応を通じて社会的価値と経済的価値の創出に取り組み、グループVISION「価値をつくる。未来へつなぐ。」の実現に向けて努力を続けてまいりますので、株主の皆さまにおかれましても、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
預 金	3,035,408	3,057,913	3,117,735	3,133,788
定期性預金	983,416	958,722	959,336	942,766
その他	2,051,992	2,099,190	2,158,399	2,191,021
貸 出 金	1,833,718	1,897,857	1,997,302	2,064,173
個人向け	393,118	389,515	389,236	396,203
中小企業向け	614,610	619,664	675,803	715,600
その他	825,990	888,677	932,263	952,370
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
有 価 証 券	890,208	781,453	811,492	874,077
国 債	111,829	46,206	50,936	143,691
その他	778,378	735,247	760,555	730,385
総 資 産	3,655,987	3,515,460	3,567,118	3,443,096
内 国 為 替 取 扱 高	14,013,623	14,504,035	14,980,846	15,481,807
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 644	百万ドル 555	百万ドル 439	百万ドル 527
経 常 利 益	4,731	4,833	6,443	9,372
当 期 純 利 益	3,340	3,366	4,576	6,037
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 銭 186.71	円 銭 189.33	円 銭 260.13	円 銭 341.60

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 預金には、譲渡性預金は含まれておりません。
3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式を除く。）で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	1,206人
平 均 年 齢	40年 9月
平 均 勤 続 年 数	17年 10月
平 均 給 与 月 額	408千円

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には臨時雇用および嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く2025年3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末
秋 田 県	81店 うち出張所 (1)
北 海 道	3 (一)
青 森 県	3 (一)
岩 手 県	1 (一)
宮 城 県	3 (一)
福 島 県	5 (一)
新 潟 県	1 (一)
東 京 都	1 (一)
合 計	98 (1)

- (注) 1. インターネット支店およびブランチインブランチ方式（1つの店舗で複数の支店が営業を行う方式）による本支店・出張所を除くと、店舗の拠点数は77か所となります。
 2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を151か所設置しております。
 3. また、当年度末において、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を秋田県内に49か所設置しております。

- 当年度新設営業所
該当事項はありません。

- (注) 1. 当年度において店舗外現金自動設備については、下記の2か所を新設いたしました。
象潟支店マックスバリュ金浦店出張所 (にかほ市)
横手支店マックスバリュ平鹿町店出張所 (横手市)
2. 当年度において店舗外現金自動設備については、下記の2か所を廃止いたしました。
横手支店浅舞出張所 (横手市)
大曲支店美郷町南行政センター出張所 (仙北郡美郷町)

- ハ 銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

- 二 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

- イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	1,371
---------------	-------

- 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店 舗 の 新 築 ・ 改 修 ・ 設 備 更 新	846
ソ フ ト ウ ェ ア の 導 入 ・ 更 新	207
事 務 機 器 等 の 新 設 ・ 更 新	242
現 金 自 動 受 払 機 の 更 新	76

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
(株)秋田保証サービス	秋田市旭北錦町1番42号	保 証 業 務	420百万円	100.00%	
(株)あきぎんサーチ&コンサルティング	秋田市山王三丁目2番1号	コンサルティング業務	75	100.00	
(株)あきぎんキャピタルパートナーズ	秋田市山王三丁目2番1号	ファンドの組成・運営業務	50	100.00	
詩の国秋田(株)	秋田市山王三丁目2番1号	地 域 商 社 業 務	90	88.88	
(株)秋田国際カード	秋田市大町一丁目3番8号	カ ー ド 業 務	50	61.00	
(株)秋田ジェーシービーカード	秋田市大町二丁目4番44号	カ ー ド 業 務	50	60.00	
(株)秋田グランドリース	秋田市大町二丁目4番44号	リ ー ス 業 務	50	57.00	

(注) 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

- 1 地方銀行61行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
- 2 地方銀行61行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む。）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
- 3 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行61行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- 4 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
- 5 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
- 6 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
- 7 秋田信用金庫、羽後信用金庫、秋田県信用組合および秋田県内の農業協同組合との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス（名称「秋田あったかネット」）を行っております。
- 8 株式会社青森みちのく銀行および株式会社岩手銀行との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス（名称「A A I ネット」）を行っております。
- 9 株式会社北海道銀行、株式会社山形銀行および株式会社東邦銀行とそれぞれ提携し、現金自動設備の無料・割引相互利用サービスを行っております。
- 10 株式会社岩手銀行との間で、包括業務提携（秋田・岩手アライアンス）を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
新 谷 明 弘	取締役会長 監査部担当		
芦 田 晃 輔	取締役頭取 (代表取締役)	リスク統括部およびイノベーション推進室担当	
皆 川 剛	取締役 専務執行役員	人事部、営業支援部および営業企画部担当	
三 浦 力	取締役 常務執行役員	秘書室および地域価値共創部担当	
三 浦 寛 剛	取締役 常務執行役員	総務部、事務統括部、事務レス推進室、システム部および業務センター担当	
榊 純 一	取締役 (社外)	秋田大学電動化システム共同研究センター長	
柿 崎 環	取締役 (社外)	明治大学法学部教授 三菱食品株式会社社外取締役 京浜急行電鉄株式会社社外取締役 日本空港ビルデング株式会社社外取締役（監査等委員）	
伊 東 裕	取締役 (社外)		
江 畑 佳 明	取締役 (社外)	北日本コンピューターサービス株式会社代表取締役 株式会社秋田情報センター代表取締役	

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
田 中 里 沙	取 締 役 (社外)	学校法人先端教育機構事業構想大学院大学学長 井村屋グループ株式会社 社外取締役 株式会社小糸製作所社外 取締役 総合警備保障株式会社社 外取締役	
工 藤 重 信	取 締 役 (常勤監査等委員)		
面 山 恭 子	取 締 役 (監査等委員) (社外)	面山恭子法律事務所所長	
長谷部 光 哉	取 締 役 (監査等委員) (社外)	長谷部光哉公認会計士事 務所所長	(注)4

- (注) 1. 取締役榊純一氏、柿崎環氏、伊東裕氏、江畑佳明氏、田中里沙氏、面山恭子氏および長谷部光哉氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役榊純一氏、柿崎環氏、伊東裕氏、江畑佳明氏、田中里沙氏、面山恭子氏および長谷部光哉氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 取締役工藤重信氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議への出席や、会計監査人および内部監査部門等との密接な連携、執行部門からの報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
4. 取締役長谷部光哉氏は、公認会計士および税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を取締役会が定めており、その概要は、以下のとおりです。

なお、以下の概要は当事業年度末時点の内容を記載しております。

当行の取締役の報酬等は、役割や責任に応じて支給する「基本報酬」、業績等を勘案して支給する「賞与」、役位および業績目標（当期純利益）の達成度に応じて当行株式等の交付等を行う「業績連動型株式報酬」の構成とし、次の運用基準のとおり支給するものとしております。

1 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）

「基本報酬」、「賞与」および「業績連動型株式報酬」の3つで構成し、次のとおりとする。

(1) 各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬として役位別に定める。

(2) 賞与は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、最終的な経営活動の成果である当期純利益を勘案した賞与支給率を取締役会において決定し、これに応じて各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の役位別を取締役会が定めた額の金銭を毎事業年度終了後の所定の時期に支給する。

(3) 業績連動型株式報酬は、役員報酬 B I P（Board Incentive Plan）信託と称される制度を採用する。本制度では、信託期間中の毎事業年度終了後の所定の時期に、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、役位に応じた「固定ポイント」と、当行の毎事業年度における業績目標（当期純利益）の達成度に応じて0%～200%の範囲で変動する「業績連動ポイント」を付与する。付与したポイントは、毎年累積し、退任時に累積したポイントに応じて当行株式の交付および当行株式の換価処分金相当額の金銭を給付する。

(4) 報酬等の種類別の割合については、当行の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、総額を勘案のうえ決定する。

2 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）

「基本報酬」のみとし、その職務に鑑み固定のものとして定めた額の金銭を毎月支給する。

3 監査等委員である取締役

監査・監督の独立性を確保する観点から「基本報酬」のみとする。

また、取締役の報酬等の決定方法については、次のとおり定めております。

- 1 取締役の報酬等は、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内とする。
- 2 取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、「指名・報酬諮問委員会」における審議を行い、公正かつ透明性を確保のうえ、取締役会で決定する。
- 3 監査等委員である取締役の基本報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定する。

取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当行においては、審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、「指名・報酬諮問委員会」において審議され、取締役会に答申されました。取締役会において同答申に基づき決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	報酬等の種類別の総額			
			基本報酬	業績連動報酬等		非金銭報酬等
			固定報酬	賞 与	役員報酬 B I P 信託	
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	11名	168	129	20	18	—
取 締 役（監 査 等 委 員）	5名	30	30	—	—	—
計	16名	199	160	20	18	—

(注) 1. 上記の取締役の支給人数ならびに報酬等の金額には、2024年6月25日開催の第121期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含めております。

2. 株主総会決議で定められた報酬限度額は次のとおりであります。

2021年6月25日開催の第118期定時株主総会決議により定められた取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額（使用人としての報酬を除く。）は、年額180百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内）であります。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（うち社外取締役は4名）であります。

2018年6月27日開催の第115期定時株主総会決議により定められた取締役（監査等委員）の報酬等の限度額（使用人としての報酬を除く。）は、年額55百万円以内であります。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は5名であります。

また、上記の取締役の報酬等の限度額とは別に、2019年6月26日開催の第116期定時株主総会決議により定められた役員報酬B I P 信託による業績連動型株式報酬制度としての取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する報酬等の限度額は、3事業年度ごとに120百万円以内であります。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は8名であります。

3. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、当期純利益であり、当該業績指標を選定した理由は、取締役が業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めるためであります。

業績連動報酬等の額の算定方法は、賞与については当期純利益の実績等により賞与支給率と役位別に定めた額を算定し、役員報酬B I P 信託については役位に応じた「固定ポイント」と当行の毎事業年度における当期純利益の達成度に応じて0%～200%の範囲で変動する「業績連動ポイント」から算定するものです。

なお、当事業年度を含む当期純利益の推移は1.（2）財産及び損益の状況に記載のとおりです。

(3) 責任限定契約

当行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当行は、定款の規定に従い、社外取締役である榊純一氏、柿崎環氏、伊東裕氏、江畑佳明氏、田中里沙氏、面山恭子氏および長谷部光哉氏と、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償責任の限度額とする契約を締結しております。

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役および執行役員	当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。 なお、当該保険料は、全額を当行が負担しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
榊 純 一	秋田大学電動化システム共同研究センター長
柿 崎 環	明治大学法学部教授 三菱食品株式会社社外取締役 京浜急行電鉄株式会社社外取締役 日本空港ビルデング株式会社社外取締役（監査等委員）
伊 東 裕	該当ありません。
江 畑 佳 明	北日本コンピューターサービス株式会社代表取締役 株式会社秋田情報センター代表取締役
田 中 里 沙	学校法人先端教育機構事業構想大学院大学学長 井村屋グループ株式会社社外取締役 株式会社小糸製作所社外取締役 総合警備保障株式会社社外取締役
面 山 恭 子	面山恭子法律事務所所長
長 谷 部 光 哉	長谷部光哉公認会計士事務所所長

- (注) 1. 「兼職その他の状況」には、重要なものを記載しております。
2. 上記に掲げる社外役員が業務執行取締役等を兼任している法人等と当行およびグループ各社との間における2024年度の取引額は、同社売上高および当行連結粗利益の1%未満であることから、独立性に影響を与えるものではありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取 締 役 会 に お け る 発 言 そ の 他 の 活 動 状 況
取締役 榊 純一	6年9か月	当期開催の取締役会14回全てに出席	会社経営者としての経験と見識から発言を行っており、特に技術分野についての専門的な知見を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」の委員として、客観的・中立的立場から経営の監督機能を担っております。
取締役 柿崎 環	3年9か月	当期開催の取締役会14回中13回出席	商法・金融商品取引法を研究分野とする大学教授としての専門的知見から発言を行っており、特に内部統制やコーポレートガバナンスについての専門的な知見を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 伊東 裕	1年9か月	当期開催の取締役会14回全てに出席	会社経営者としての経験と見識から発言を行っており、特に上場会社の取締役としての経験や地域活性化についての専門的な知見を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」の委員として、客観的・中立的立場から経営の監督機能を担っております。
取締役 江畑 佳明	9か月	就任後開催の取締役会11回全てに出席	会社経営者としての経験と見識から発言を行っており、特に秋田県内を代表するシステム開発・販売事業会社の経営者としての経験を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 田中 里沙	9か月	就任後開催の取締役会11回全てに出席	専門的知見から発言を行っており、特にマーケティングやコミュニケーションについての専門的な知見を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における 発言その他の活動状況
取締役（監査等委員） 面山 恭子	4年9か月	当期開催の取締役会14回全てに出席、監査等委員会16回全てに出席	弁護士としての専門的知見から発言を行っており、特に法律分野についての専門的な知見を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」の委員かつ監査等委員として客観的・中立的立場から経営の監督機能を担っております。
取締役（監査等委員） 長谷部光哉	2年9か月	当期開催の取締役会14回全てに出席、監査等委員会16回中15回出席	公認会計士、税理士としての専門的知見から発言を行っており、特に企業会計や税務等についての専門的な知見を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員として客観的・中立的立場から経営の監督機能を担っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	9名	31	—

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数	発行可能株式総数	68,745千株
	発行済株式の総数	18,093千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 11,292名

(3) 大 株 主

当該事業年度の末日において、当行の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主の持株状況は以下のとおりであります。

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,698千株	9.46%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	981	5.47
明治安田生命保険相互会社	804	4.48
秋田銀行職員持株会	786	4.38
日本生命保険相互会社	437	2.43
住友生命保険相互会社	344	1.92
双葉不動産建設株式会社	329	1.83
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385781	225	1.25
損害保険ジャパン株式会社	201	1.12
株式会社十文字チキンカンパニー	200	1.11

(注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式（147,454株）を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

5 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 五十嵐康彦 指定有限責任社員 鶴見 将史	59	(注) 1

- (注) 1. 監査等委員会は、取締役、行内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などを確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額はこれらの合計額を含めて記載しております。
3. 会計監査人に対し、当行、当行の子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は59百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合、監査等委員会の決議により、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、特に定めておりません。

8 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11 その他

該当事項はありません。

第122期末 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(单位:百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
現 預 金	(資 産 の 部) 預 け	466,744	預 当 座 預 金	(負 債 の 部) 金	3,133,788
現 預 金	預 け	41,854	普 通 預 金	金	174,769
コ 買 入	金	424,890	貯 蓄 預 金	金	1,914,268
有 価 証 書	口 銭 証 書	5,000	通 定 期 積 蓄 預 金	金	50,293
国 地 社 株 所 有 資 割 手 証 当 外 所 有 建 土 建 無 ソ 前 繰 支 貸 投 資	方 出 の 証 手 貸 貸 為 預 資 商 資 資 勘 定 資 金 固 定 資 金 費 資 見 引 当 金	6,483	の 他 性 の 預 金	金	5,696
		874,077	渡 一 ル 用 入	金	942,764
		143,691	外 国 為 替 預 金	金	2
		284,160	未 決 払 金	金	45,993
		108,752	未 未 前 給 融 商 品 受 入	金	61,928
		56,367	融 商 品 受 入	金	259
		281,105	融 商 品 受 入	金	84,202
		2,064,173	融 商 品 受 入	金	84,202
		1,060	融 商 品 受 入	金	75
		17,543	融 商 品 受 入	金	52
		1,860,156	融 商 品 受 入	金	23
		185,413	融 商 品 受 入	金	8,291
		2,088	融 商 品 受 入	金	83
		2,088	融 商 品 受 入	金	1,508
		4,342	融 商 品 受 入	金	1,562
		2,084	融 商 品 受 入	金	716
		1,371	融 商 品 受 入	金	0
		887	融 商 品 受 入	金	50
		17,566	融 商 品 受 入	金	1,950
		6,212	融 商 品 受 入	金	58
		9,779	融 商 品 受 入	金	131
		52	融 商 品 受 入	金	2,230
		43	融 商 品 受 入	金	20
		1,479	融 商 品 受 入	金	923
		773	融 商 品 受 入	金	149
		648	融 商 品 受 入	金	174
		125	融 商 品 受 入	金	826
		5,580	融 商 品 受 入	金	1,515
		3,153	融 商 品 受 入	金	8,415
		8,415	融 商 品 受 入	金	3,300,570
		△15,302	融 商 品 受 入	金	
		△0	融 商 品 受 入	金	
資 産 の 部 合 計		3,443,096	資 産 の 部 合 計		14,100
			資 産 の 部 合 計		6,268
			資 産 の 部 合 計		6,268
			資 産 の 部 合 計		132,799
			資 産 の 部 合 計		14,100
			資 産 の 部 合 計		118,698
			資 産 の 部 合 計		162
			資 産 の 部 合 計		108,811
			資 産 の 部 合 計		9,724
			資 産 の 部 合 計		△940
			資 産 の 部 合 計		152,228
			資 産 の 部 合 計		△13,492
			資 産 の 部 合 計		936
			資 産 の 部 合 計		2,854
			資 産 の 部 合 計		△9,702
			資 産 の 部 合 計		142,526
			資 産 の 部 合 計		3,443,096

監查報告書

第122期 損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目										金 額
経常収入	益	収	益	収	益	利	配	当	息	30,102
貸有証券	価	証	券	金	利	息	ン	利	金	19,238
預金	一	ル	口	金	一	息	ン	利	金	8,636
その	の	他	の	受	入	利	息	息	息	1,050
役務	取	引	等	収	益	手	数	料	益	1,137
受	入	の	為	替	役	務	収	益	益	39
その	の	他	業	務	収	益	売	買	益	6,642
外	品	有	価	証	券	売	買	益	益	1,657
商	債	等	債	券	売	買	益	益	益	4,985
国	債	等	債	券	売	買	益	益	益	1,141
そ	の	他	経	常	収	益	取	立	益	65
償	却	式	債	等	信	託	運	却	益	1
株	金	の	の	の	の	経	常	収	益	1,074
金	の	の	の	の	の	経	常	収	益	0
そ	の	の	の	の	の	経	常	収	益	8,513
経常費用	費	達	費	用	利	金	一	利	息	111
預金	渡	ル	マ	ネ	支	払	利	息	息	7,443
譲	一	ル	取	引	支	払	利	息	息	23
口	券	貸	ツ	プ	支	払	利	息	息	935
債	利	ス	の	支	払	利	息	息	息	2,853
金	の	他	の	費	用	手	数	料	用	1,825
そ	取	引	等	費	用	手	数	料	用	70
役務	払	の	為	替	役	務	費	費	用	12
支	の	他	業	務	費	用	費	費	用	0
その	の	他	業	務	費	用	費	費	用	158
国	債	等	債	券	売	買	益	益	益	786
国	債	等	債	券	売	買	益	益	益	2,520
營	業	経	常	費	用	繰	入	額	却	7,833
そ	の	引	当	金	繰	入	額	却	損	6,073
貸	倒	出	等	金	繰	入	額	却	損	1,759
貸	式	式	の	の	の	の	の	の	の	20,265
株	の	の	の	の	の	の	の	の	の	3,555
株	の	の	の	の	の	の	の	の	の	2,640
そ	の	の	の	の	の	の	の	の	の	4
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	265
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	5
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	639
経常利益	利	益	益	益	益	益	益	益	益	9,372

							(単位：百万円)	
科目							金	額
特別利益	固定資産	特別損失	純利益	当期純利益	前期繰越利益	繰上利益	6	6
特別損失	固定資産	特別損失	純利益	当期純利益	前期繰越利益	繰上利益	96	99
特別損失	固定資産	特別損失	純利益	当期純利益	前期繰越利益	繰上利益	3	9,279
特別損失	固定資産	特別損失	純利益	当期純利益	前期繰越利益	繰上利益	2,783	9,279
特別損失	固定資産	特別損失	純利益	当期純利益	前期繰越利益	繰上利益	458	3,241
特別損失	固定資産	特別損失	純利益	当期純利益	前期繰越利益	繰上利益		6,037

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	466,752	預 金	3,129,579
コールローン及び買入手形	5,000	譲 渡 性 預 金	59,128
買 入 金 銭 債 権	6,483	コールマネー及び売渡手形	259
有 価 証 券	871,384	借 用 金	87,129
貸 出 金	2,057,353	外 国 為 替	75
外 国 為 替	2,088	そ の 他 負 債	14,272
そ の 他 資 産	24,828	役 員 賞 与 引 当 金	20
有 形 固 定 資 産	17,865	退 職 給 付 に 係 る 負 債	928
建 物	6,216	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	23
土 地	9,779	株 式 給 付 引 当 金	149
建 設 仮 勘 定	43	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	174
その他の有形固定資産	1,826	偶 発 損 失 引 当 金	826
無 形 固 定 資 産	810	繰 延 税 金 負 債	591
ソ フ ト ウ ェ ア	657	再評価に係る繰延税金負債	1,515
その他の無形固定資産	152	支 払 承 諾	8,572
退 職 給 付 に 係 る 資 産	14,944	負 債 の 部 合 計	3,303,246
繰 延 税 金 資 産	488	(純 資 産 の 部)	
支 払 承 諾 見 返	8,572	資 本 金	14,100
貸 倒 引 当 金	△16,229	資 本 剰 余 金	9,212
投 資 損 失 引 当 金	△0	利 益 剰 余 金	136,197
		自 己 株 式	△940
		株 主 資 本 合 計	158,570
		その他の有価証券評価差額金	△12,462
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	936
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,854
		退職給付に係る調整累計額	6,458
		その他の包括利益累計額合計	△2,213
		非 支 配 株 主 持 分	737
		純 資 産 の 部 合 計	157,094
資 産 の 部 合 計	3,460,341	負債及び純資産の部合計	3,460,341

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
経常収益		29,430	52,214
資金運用収益		19,204	
貸出金利		7,996	
有価証券利息		1,050	
コールローン利息		1,137	
預け金		41	
その他の受入利		7,445	
役務の取引等収益		6,816	
その他の営業収益		8,522	
償却債権取立益		111	
その他の経常収		8,410	
経常費用		43,092	
資金調達費用		2,871	
預渡金		1,822	
譲渡性預金		70	
コールマネー利息		12	
債券貸借取引		0	
借入金		20	
金利スワップ		158	
その他の支払利		786	
役務の取引等費用		2,273	
その他の営業経常費		13,204	
営の倒引当金		21,062	
その他の引当金		3,680	
貸倒引当金		2,698	
経常特別利益		982	
経常特別損失			9,121
税金等調整前当期純利益			6
法人税、住民税及び事業税		6	
法人税等調整額		96	
法人税等合計		3	
当期純利益			99
非支配株主に帰属する当期純利益			9,028
親会社株主に帰属する当期純利益			
税金等調整前当期純利益		2,940	
法人税、住民税及び事業税		412	
法人税等調整額			3,353
法人税等合計			5,675
当期純利益			13
非支配株主に帰属する当期純利益			5,662
親会社株主に帰属する当期純利益			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

株式会社 秋田銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 康 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 見 将 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社秋田銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

株式会社 秋田銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 康 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 見 将 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社秋田銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社秋田銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第122期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門および内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役および使用人等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月12日

株式会社 秋田銀行 監査等委員会

常勤監査等委員	工 藤 重 信
監 査 等 委 員	面 山 恭 子
監 査 等 委 員	長谷部 光 哉

(注) 監査等委員 面山恭子および長谷部光哉は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(以 上)

株主総会会場ご案内略図

会場

秋田市山王三丁目2番1号

秋田銀行本店10階大会議室

☎ (018) 863-1212 (代表)



■ 交通のご案内

● JR奥羽本線

● JR羽越本線

「秋田駅」

西口

バスターミナルから路線バスで約10分、
「山王十字路（竿燈大通り側）」下車

お願い▶ 駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。



地球環境を考え、
植物油インキを
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。